

育成医療を利用される患者さまへ

(整形外科 脊椎側弯症で入院される 18 歳未満の方)

育成医療とは・・・

育成医療とは、18歳未満の児童を対象に医療保険の自己負担額の一部を助成する制度です。都道府県が身体に障害のある児童に対して育成医療に要する費用を支給する制度です。

※所得制限があるため、全ての人が使えるわけではありません。

また、自己負担金額については、原則は1割負担となっておりますが、基準の詳細などについては病院ではわかりかねますので、お近くの保健所へお問い合わせ下さい。

●案内理由として・・・

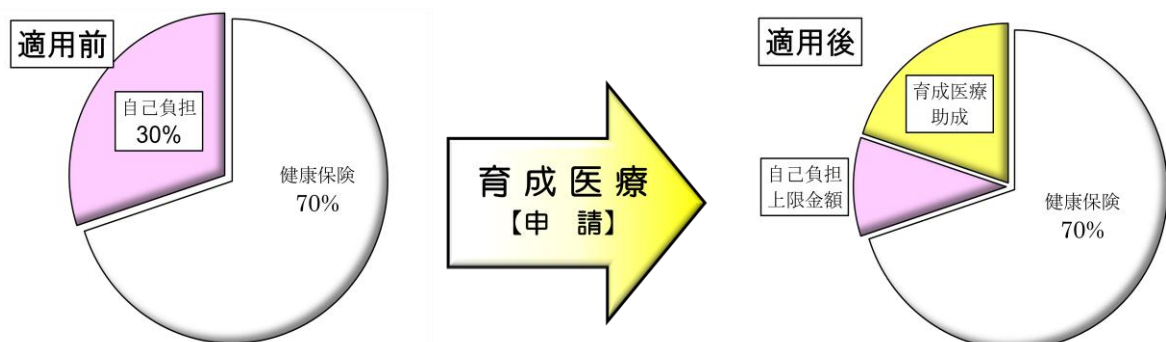
症例により異なりますが、側弯症の手術は高額の手術材料を大量に使用するため、患者様の自己負担額はかなり高額（約150万～200万円）になります。手術2回施行の場合、約250万円前後になることもあります。

●育成医療を申請すると・・・

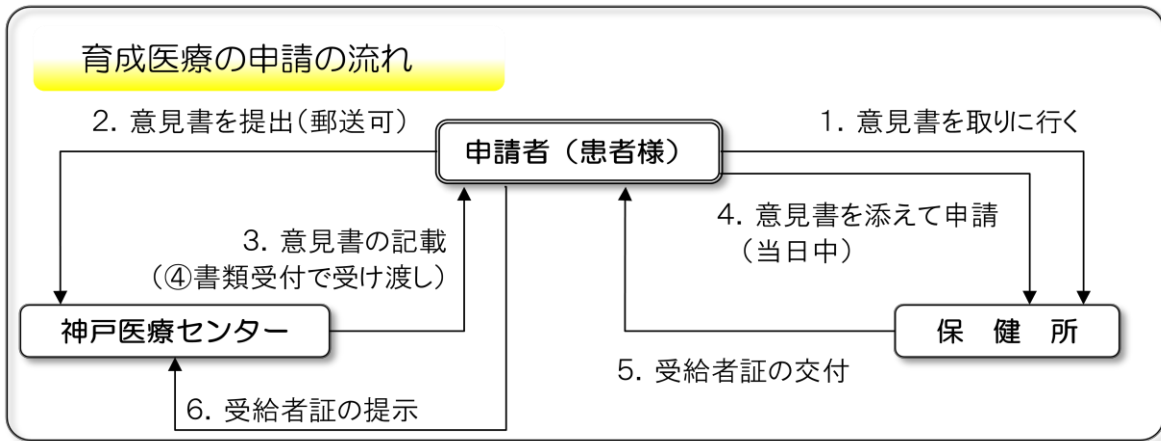
申請により保険診療の自己負担額が公費によって助成されます。

(注) ただし、場合によっては、世帯の所得額に応じて一部自己負担金が生じます。詳しくは申請先の窓口へお問い合わせください。)

(例) 健康保険で側弯症の手術をすると、患者様にお支払いして頂く金額は3割です。育成医療を申請すれば、3割負担の中の一部又は金額が公費によって助成されます。



※医療費の部分の自己負担額がかなり軽減されます。特別室料や、オムツ代、食事代、文書料は支給の対象外です。



●入院予約をさせていただく時に育成医療の説明をさせていただきます。

1. お住まいの保健所（保健所がない場合は役所）へ、申請手続きのための用紙をいただいで下さい。（※手続きに必要な書類がある場合もありますので、まずは問合せ下さい。）
2. 交付された書類のうち、意見書を病院まで郵送してください。

意見書郵送の宛先

〒654-0155

兵庫県神戸市須磨区西落合3-1-1

独立行政法人国立病院機構 神戸医療センター 医事部門 書類係

※主治医が必要な部分を記入します。

3. 入院当日に主治医が記入した書類を1階医事④書類受付よりお渡しします
4. 意見書を含めた申請に必要な書類を全て揃えて当日中に保健所（ない場合は役所）に提出してください。

※入院から何日以内という期限もあります。出来るだけ早く提出してください。

5. それぞれの自治体で審査があり、受給の可決の決定・通知があります
6. 受給者証が届きましたら、1階医事①入院受付まで提出をお願いします。

注 意

- 育成医療は**事前申請が原則**です。手続きが遅れた場合、医療費の助成が受けられないことがあるので注意が必要です。
- もし入院当日に申請に行けない場合、貯血入院の何回かが公費受給対象として認められない場合があります。
- その場合、1回の入院に2～3万円を請求させていただくことになりますので、育成医療の申請は、出来るだけ入院当日にお願いいたします。もし入院当日での申請が無理な場合は、提出時に保健所の窓口で、必ず遅れた理由をお伝えください。